別表二の一（第二条関係）

行政職俸給表(一)の各級に相当する職務の級

行政職俸給表(一)	行政職俸給表(二)	専門行政職俸給表	税務職俸給表	公安職俸給表(一)	公安職俸給表(二)	海事職俸給表(一)	海事職俸給表(二)	教育職俸給表(一)	教育職俸給表(二)	研究職俸給表	医療職俸給表(一)	医療職俸給表(二)	医療職俸給表(三)	福祉職俸給表	専門スタッフ職俸給表
10級	8級	10級	11級	10級			5級		6級	5級					4級
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表二の二（第二条関係）

再任用職員（国家公務員法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員）の行政職俸給表(一)の各級に相当する職務の級

行政職俸給表(一)	行政職俸給表(二)	専門行政職俸給表	税務職俸給表	公安職俸給表(一)	公安職俸給表(二)	海事職俸給表(一)	海事職俸給表(二)	教育職俸給表(一)	教育職俸給表(二)	研究職俸給表	医療職俸給表(一)	医療職俸給表(二)	医療職俸給表(三)	福祉職俸給表	専門スタッフ職俸給表
10級	8級	10級	11級	10級			5級		6級	5級					
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○内閣府令第十三号

物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）第五条第一項に基づき、内閣府の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

内閣府の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する内閣府令（昭和三十六年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（無償貸付）	（無償貸付）
第三条　内閣総理大臣若しくは部局長又はこれらの委任を受けた者（以下「部局長等」という。）は、次の各号に掲げる場合に限り、物品を無償で貸し付けることができる。 ［一・二　略］ 三　内閣府の委託を受けて試験研究等を行った地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）、公益社団法人、公益財団法人、学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。）又は特別の法律により設立された法人（以下「地方公共団体等」という。）が、その後引き続き当該試験研究等（当該試験研究等に関連する試験研究等を含む。）を行う場合において、当該試験研究等を促進することを適当と認めて、当該地方公共団体等に対し、機械器具等を貸し付けるとき。 ［四・五　略］	**第三条**　内閣総理大臣若しくは部局長又はこれらの委任を受けた者（以下「部局長等」という。）は、次の各号に掲げる場合に限り、物品を無償で貸し付けることができる。 ［一・二　同上］ 三　内閣府の委託を受けて試験研究等を行った地方公共団体又は公益法人（以下「地方公共団体等」という。）が、その後引き続き当該試験研究等（当該試験研究等を含む。）を行う場合において、当該試験研究等を促進することを適当と認めて、当該地方公共団体等に対し、機械器具等を貸し付けるとき。 ［四・五　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○内閣府令第十四号

内閣府の所管に属する補助金等の事務委任の範囲及びその委任を受ける者を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府の所管に属する補助金等の事務委任の範囲及びその委任を受ける者を定める内閣府令

内閣府の所管に属する補助金等の事務委任の範囲及びその委任を受ける者を定める内閣府令（昭和三十年総理府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。